

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例の  
一部を改正する条例  
について

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十二年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「年次休暇は、一の年」の下に「(教育職員等(教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の適用を受ける職員及び県費負担教職員(学校栄養職員及び事務職員に限る。))をいう。以下この条において同じ。))にあつては、一の年度」を、「日数は、一の年」の下に「(教育職員等にあつては、一の年度)」を加え、同項第二号中「当該年」の下に「(教育職員等にあつては、当該年度)」を、「その年」の下に「(教育職員等にあつては、その年度)」を加え、「二十日」を、「二十日」に改め、同項第三号中「前年」の下に「(教育職員等にあつては、当該年度の前年度)」を、「引き続き当該年」の下に「(教育職員等にあつては、当該年度)」を加え、「二十日に人事委員会規則で定める日数を加えた日数」を「四十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数」に改め、同条第二項中「翌年」の下に「(教育職員等にあつては、当該年度の翌年度)」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、教育職員等以外の職員であつて人事異動により教育職員等となるもの又は教育職員等であつて人事異動により教育職員等以外の職員となるものの年次休暇の日数は、教育職員等以外の職員又は教育職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇の残日数等を考慮し、四十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日

数とする。

(岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例(昭和四十六年岐阜県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十二条並びに」を「第四十二条、」に改め、「第六条第一項」の下に「並びに給特法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十二条の四第一項及び第二項」を加える。

第五条を次のように改める。

(一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例)

第五条 教育職員の勤務を監督する教育委員会(以下「服務監督教育委員会」という。)は、その勤務を監督する教育職員のうち、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要のある者については、学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第二十九条第一項の規定により服務監督教育委員会が定める学校の夏季、冬季、学年末等における休業日等の期間(次項において「長期休業期間等」という。)において当該教育職員の週休日(勤務時間を割り振らない日という。以下同じ。)を連続して設けることを目的とする場合に限り、給与条例第三十一条第一項から第三項まで並びに第三十二条第一項及び第二項(これらの規定を岐阜県職員の育児休業等に関する条例(平成四年岐阜県条例第四号。以下「育児条例」という。)第十八条(育児条例第十四条第二項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 服務監督教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも一日の週休日(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員又は同法第十七条の規定による短時間勤務をする教育職員にあつては、当該育児短時間勤務又は短時間勤務の内容に従つた週休日)を設け、対象期間(その期間を平均し一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間(給与条例第三十一条第一項(育児条例第十八条(育児条例第十四条第二項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。))から第三項までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。))となるように週休日及び勤務時間の割振りを定める期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の全部又は一部を含むものとする。以下同じ。))として定められた期間を平均し一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるように勤務時間を割り振らなければならぬ。

3 第一項の人事委員会規則においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 第一項の規定による週休日及び勤務時間の割振りにより勤務させることができる教育職員の範囲
- 二 対象期間及びその起算日
- 三 対象期間を定めることができる期間の範囲
- 四 特定期間（対象期間中の特に業務が繁忙な期間をいう。）及びその起算日
- 五 対象期間における勤務日（第一項の規定により勤務時間を割り振る日をいう。以下同じ。）及び当該勤務日ごとの勤務時間（次項の規定により対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（以下この条において「最初の期間」という。）における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間）

4 服務監督教育委員会は、第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めるに当たっては、対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分し、最初の期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間を割り振る方法によることができる。

5 服務監督教育委員会は、前項に規定する方法により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、同項の区分による各期間のうち最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間について、当該各期間の初日の少なくとも三十日前に、当該勤務日の数を超えない範囲内において当該各期間における勤務日及び当該総勤務時間を超えない範囲内において当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めるものとする。

6 服務監督教育委員会は、第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則（令和二年文部科学省令第二十六号）第六条第一項の規定に基づき文部科学大臣が指針（給特法第七条第一項に規定する指針をいう。第七条において同じ。）に定める措置（次条第一項において「措置」という。）を講ずるものとする。

第五条の次に次の一条を加える。  
（勤務することを要しない時間の指定）

第五条の二 服務監督教育委員会は、前条第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合であつて、対象期間として定められた期間中に、その対象となつた教育職員又は当該教育職員の所属する学校について、措置を講ずることができなくなつた場合又は講ずることができなくなることが明らかとなつた場合においては、当該措置を講ずることができなくなつた日又は講ずることができなくなることが明らかとなつた日以降において四週間を超えない期間につき一週間当たり通常の勤務時間を超える勤務時間が割り振られた期間があるときは、当該教育職員に対し、同項の規定により勤務時間が割り振られた当該期間内の日の

うち給与条例第三十八条に規定する休日及び給与条例第三十九条第一項に規定する代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を、人事委員会規則で定めるところにより勤務することを要しない時間として指定し、当該指定された勤務することを要しない時間を除く当該教育職員の当該期間における勤務時間について、当該期間を平均し一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるようにするものとする。

2 前項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員は、当該時間において、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、前条第一項の規定により割り振られた勤務時間においても勤務することを要しない。この場合において、当該指定された勤務することを要しない時間における勤務は、次条第一項に規定する時間外勤務とみなし、当該時間に勤務することを教育職員に命ずる場合は、同条第二項各号に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

第七条中「教育職員の服務を監督する教育委員会は、当該教育職員」を「服務監督教育委員会は、教育職員」に改め、「給特法第七条第一項に規定する」を削り、「当該教育委員会」を「当該服務監督教育委員会」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き在職する職員であつて、施行日以後に教育職員等(第一条の規定による改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第四十二条第一項に規定する教育職員等をいう。)として在職するものの施行日の属する年度における年次休暇の日数は、同条の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に有する第一条の規定による改正前の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第四十二条に規定する年次休暇の残日数に五日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数を加えた日数とし、四十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数を上回るとする。

##### (人事委員会規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

##### (岐阜県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

4 岐阜県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和四十一年岐阜県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

四 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例(昭和四十六年岐阜県条例第三十七号)第五条の二の規定により指定された勤務することを要しない時間(特に勤務

を命ぜられた場合を除く。)

## 提 案 説 明

公立学校の教育職員に対し一年単位の変形労働時間制を導入する等のため、この条例を定めようとする。

